

令和2年5月7日

保護者の皆様

練馬区立中村中学校  
校長 大石 光宏

### 練馬区立学校における臨時休業の延長について

日頃より本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、練馬区教育委員会は、令和2年5月11日からの教育活動の再開について連絡したところで、しかしながら、現在も新型コロナウイルス感染者数は日々増加しています。

そこで練馬区は、東京都の要請を受け、学校を新たな感染集団（クラスター）にしてはならないとの考えから、練馬区立小中学校も、都立学校と同じく5月31日まで臨時休業することとなりました。

保護者の皆様におかれましては、何卒ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

#### 1 臨時休業の延長に係る諸対応

- (1) 5月11日(月)は、生徒の健康状況等の把握と教材配付のため、下記の時程で分散して生徒たちに来てもらいます。登校前に必ず検温し、健康カードを持参させてください。なお、登校に不安のある生徒は、登校しなくても構いません。出欠席には関係しません。

8：30～8：45(登校時間)	8：45～9：30	1年生女子
9：30～9：45(登校時間)	9：45～10：30	1年生男子
8：45～9：00(登校時間)	9：15～10：00	F組
10：30～10：45(登校時間)	10：45～11：30	2年生男子
11：30～11：45(登校時間)	11：45～12：30	2年生女子
13：00～13：15(登校時間)	13：15～14：00	3年生男子
14：00～14：15(登校時間)	14：15～15：00	3年生女子

- (2) 臨時休業中の家庭学習や諸連絡などに関する情報については練馬区ホームページの「臨時休業の延長に係る学校の諸対応」もご確認ください。
- (3) 分散して登校した際や、今後の学校再開時の感染症対策は、ホームページに掲載してある別紙のように実施します。ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

※ 学校再開された際、生徒やご家族の感染が判明した場合又は生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、出席停止の措置を取ります。出席停止の期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間となります。また、生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するようにしてください。この場合も欠席にはなりません。

【問い合わせ】

副校長 喜連 寛武